

9 家庭の教育力向上を図る

【施策の必要性】

保護者が家庭における教育の重要性を理解し、子供の教育に対する第一義的責任を果たすことができるようにするため、社会全体で家庭教育を担う保護者への支援体制を構築する必要がある。

また、子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合い、一体となった取組を進めていくことが重要である。

主要施策 2 3 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒に関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようにするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

主要施策 2 4 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー等の人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図るとともに、一体となった取組を進めていく。

◇主要事務事業（指導部）

(1) 道徳授業地区公開講座の充実（再掲）

ア 学校と家庭・地域とが一体となった道徳教育を推進することを目的として、都内全公立小・中学校等及び一部の特別支援学校において、道徳授業地区公開講座を実施する。都内全公立小・中学校等の全ての学級において、保護者・地域住民に道徳の授業を公開するとともに、意見交換会を実施し、教員・保護者・地域住民が子供たちの課題や大人の果たすべき役割等について意見交換・協議を行う。

イ 道徳授業地区公開講座を実施する全ての学校について、開催日程を都教育委員会ホームページで公開し、広く都民への周知と参加の促進を図る。

ウ 平成 30 年 3 月に都内全公立小・中学校等を対象に作成・配布した道徳教育保護者向け DVD 教材の活用を推進し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の内容の充実と参加者の増加を図る。

エ 平成 30 年 3 月に都内公立小・中学校等の全教員を対象に作成・配布した道徳授業地区公開講座教員用リーフレットの活用を推進し、道徳授業地区公開講座の計画・実施、保護者向け DVD 教材を活用した意見交換会の実施例等に関する理解を深めるとともに、講座の内容の充実を図る。

オ 区市町村教育委員会を通じての各学校からの要請に応じ、都教育委員会の指導主事等を道徳授業地区公開講座の講師として派遣し、各学校を支援するとともに、講座の充実に向けた具体的な方策等について必要に応じて指導・助言する。

(2) 親子防災体験（再掲）

ア 小学校対象「親子防災体験」の実施

(ア) 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象

(イ) 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）

(ウ) 児童が体験後、「防災ノート」巻末ページに感想等を記入

(3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用
の促進（再掲）

児童・生徒が、以下に示す目的等に即して、都教育委員会が作成・開発した情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」を有効に活用できるようにするため、学校における授業等を通して、周知・啓発を図る。

ア 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。

イ 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。

(4) SNS等の適正な使い方の啓発強化（再掲）

ア 情報モラルに関する推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等から指定する。

イ 親子情報モラル教室の実施

公立小学校150校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした親子情報モラル教室を実施する。

ウ 学習用補助教材の配布・活用

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適正に使用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材「SNS東京ノート」を配布し、活用を図る。